

八戸市事業協同組合に係る競争入札参加者資格審査の特例実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が競争入札参加者の資格を審査する場合における事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合で、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているもののうち、市内に住所を有するものをいう。

2 この要領において「審査対象者」とは、当該事業協同組合が、次のいずれにも該当する者のうちから、この要領の規定による特例の適用を希望する工事種別（八戸市建設工事等の競争入札参加者資格審査実施要綱（平成14年1月1日実施。以下「要綱」という。）第3条第1項の規定による申請を行う際に、競争入札参加資格者名簿への登載を希望した工事種別に限るものとする。）ごとに指定した者をいう。この場合において、審査対象者の数は、10を超えてはならないものとする。

- (1) 当該事業協同組合の組合員又は当該事業協同組合の理事が役員になっている法人であること。
- (2) 特例の適用を希望する工事種別に対応した建設業法第3条の規定による許可を受け、かつ、同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。

3 この要領において「経営状況の評点」とは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4の通知書（以下「総合評定値通知書」という。）に記載された経営状況に係る評点（Y評点）をいい、「その他の審査項目の評点」とは総合評定値通知書に記載されたその他の審査項目（社会性等）に係る評点（W評点）をいう。

(総合点数の算定方法に関する特例)

第3条 競争入札参加者の資格を審査する場合における事業協同組合の総合点数の算定方法の特例については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 工事種類別年間平均完成工事高は、当該事業協同組合及び各審査対象者の工事種類別年間平均完成工事高の和を用いる。
- (2) 自己資本額及び建設業従事職員数は、当該事業協同組合及び各審査対象者の自己資本額及び建設業従事職員数のそれぞれの和を用いる。
- (3) 経営状況の評点は、当該事業協同組合及び各審査対象者の経営状況の評点の平均値（小数点以下

下第 1 位を四捨五入した点数)を用いる。

(4) 1 級技術職員数、2 級技術職員数及びその他の技術職員数は、当該事業協同組合及び各審査対象者の 1 級技術職員数、2 級技術職員数及びその他の技術職員数のそれぞれの和を用いる。

(5) その他の審査項目の評点は、当該事業協同組合及び各審査対象者のその他の審査項目の評点の平均値(小数点以下第 1 位を四捨五入した点数)を用いる。

(特例の適用)

第 4 条 前条の規定による計算の特例を受けようとする事業協同組合は、要綱第 3 条第 1 項の規定による申請をする際、当該申請書類とあわせて事業協同組合特例計算適用申請書(別記様式)を提出しなければならない。

2 前項の事業協同組合特例計算適用申請書には、次の掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 特例の適用を受けようとする工事種別に係る官公需適格組合であることを証する書面の写し

(2) 当該事業協同組合及び各審査対象者の商号又は名称、住所並びに代表者及び役員の氏名を証する書類

(3) 当該事業協同組合及び各審査対象者の総合評定値通知書の写し

(4) 当該事業協同組合及び各審査対象者が特例の適用を受けようとする工事種別に関して建設業法に基づく許可を受けていることを証する書面の写し

3 市長は、第 1 項の申請を受理した場合は、特例の適用の可否について審査を行い、当該審査の結果及び特例を適用する場合にあっては、前条の規定に基づく特例計算の適用後の数値を当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第 5 条 第 3 条の特例の適用を受けた事業協同組合は、次のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 官公需適格組合の証明を取り消され、又はその更新を受けたとき。

(2) 審査対象者が第 2 条第 2 項各号に該当しないこととなったとき。

(3) 前条第 2 項第 2 号に掲げる事項に変更が生じたとき。

附 則

この要領は、平成 14 年 1 月 1 日から実施し、平成 14 年度以降に行う資格の審査について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年5月21日から実施する。
- 2 改正後の第2条第3項及び第4条第2項第3号の規定は、第3条の特例の適用の申請をする日の直前に受けた建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する経営事項審査を申請した日（以下「直前の経営事項審査申請日」という。）が平成16年3月1日以後である事業協同組合及び審査対象者に係る第3条の特例の適用の申請について適用し、直前の経営事項審査申請日が同日前である事業協同組合及び審査対象者に係る第3条の特例の適用の申請については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

別記様式（第4条関係）

事業協同組合特例計算適用申請書

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

組合の住所

組合の名称

印

八戸市事業協同組合に係る競争入札参加資格者審査の特例実施要領に基づく特例計算の適用を下記により受けたいので、別添の書類とともに申請します。

記

特例計算の適用を希望する工事種別	工 事	工 事	工 事
審査対象者	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		